

いちき串木野市行政改革大綱



平成 18 年 11 月

いちき串木野市

【目次】

I 基本方針	1
1. 行政改革大綱の策定の趣旨	1
2. 行政改革の基本方針	2
(1) コンパクトでスリムな行政経営の推進	2
(2) 持続可能な財政基盤の確立と市民サービスの向上	2
(3) 市民・民間事業者との適切な役割分担による協働の推進	2
3. 行政改革の推進	3
(1) 推進期間	3
(2) 推進計画の策定	3
(3) 推進体制と進行管理	3
II 具体的方策	4
1. コンパクトでスリムな行政経営の推進	4
(1) 定員管理及び給与の適正化	4
(2) 効率的な組織の機能実現	4
(3) 職員の意識改革と人材育成の推進	4
(4) 電子自治体の推進	4
(5) 議会改革の推進	5
2. 持続可能な財政基盤の確立と市民サービスの向上	5
(1) 経費の節減合理化等財政の健全化	5
(2) 事務事業の見直し	5
(3) 補助金等制度の見直し	5
(4) 公共工事	5
(5) 公共施設	6
(6) 地方公営企業の経営健全化	6
(7) 地方公社の経営健全化	6
(8) 市民サービスの向上	6
3. 市民・民間事業者との適切な役割分担による協働の推進	6
(1) 民間委託等の推進	6
(2) 地域協働の推進	7
(3) 公正の確保と透明性の向上	7

I 基本方針

1. 行政改革大綱の策定の趣旨

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方自治体の役割の重点は、国や都道府県の包括的な指揮監督に従い確実に事務を処理することから、自らの責任と判断で地域・住民の要請に主体的に対応していくことに変化してきています。

旧串木野市、旧市来町においては、合併は避けて通れないという共通の認識のもと、究極の行財政改革ともいわれる市町村合併をし、平成17年10月11日にいちき串木野市が誕生しました。

これまで、行政改革については、旧串木野市、旧市来町において、行政改革大綱及びその推進計画を策定し、様々な改革に取り組んできました。

しかしながら、地方自治体を取り巻く環境は、人口減少化・少子高齢化・地方分権・高度情報化・国際化の進展と、高度化・多様化する市民の要請への対応、さらには、国・地方を通じて財政の悪化など大きく変化してきており、そのため、国においては国と地方の税財政を見直す「三位一体の改革(*1)」などの地方分権を急速に進めているところであり、地方自治体においても地方自治体を中心となって市民の負担と選択に基づき、各々の地域にふさわしい公共サービスの提供と行財政基盤の強化を図るなど、より一層の行政改革の推進と分権型社会システムへの転換が求められています。

このような中、本市の財政状況は、国の三位一体の改革により税源移譲に伴う地方譲与税の伸びはあるものの、それ以上に地方交付税をはじめ、国庫補助金等が大きく減収する一方で、ますます増大する社会保障費、多様化する行政サービスや公債費への対応、さらに市町村合併に伴う新市の一体性の確保やまちづくりなど新たな行政課題に対応するため、財源の確保が必要となってきています。平成18年度当初予算では、財政調整基金等の大幅な取崩しにより収支バランスをとっている状況であり、基金残高が激減するなど、平成19年度以降も財源不足により、これまでになく大変厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

今後、合併のメリット(利点)を最大限に発揮し、本市の基本理念である『ひとが輝く・地域が輝く～地域ブランドによる自立したすこやかな都市の創造～』を実現するためには、限られた財源で増大する行政需要に対応し、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な新しい行財政システムの構築が急務となっています。

このようなことから、市民の視点に立って効率的かつ効果的な行政体制の確立を図るため、「いちき串木野市行政改革大綱」(以下「大綱」といいます。)を策定し、大綱に基づき行政改革の推進に積極的に取り組みます。

(*1)三位一体の改革...地方自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な住民サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大するため、国庫補助負担金を削減し、代わりに税源を地方に移譲するとともに、地方交付税を見直すという3つの改革を同時に行うもの。

2. 行政改革の基本方針

(1) コンパクトでスリムな行政経営の推進

1市1町の合併により増大した職員の定員管理の適正化に努めるとともに、職員の意識改革のための研修や組織機構の見直し、企業的経営感覚を持った地方公共団体として、コンパクトでスリムな行政経営を推進します。

(2) 持続可能な財政基盤の確立と市民サービスの向上

分権型社会に対応するため、自主的・自立的な財政運営を確保する必要があることから、事務事業の見直しや補助金制度の見直しにより、全庁的な経費の節減活動の実践による歳出の削減など、限られた財源の効率的かつ重点的な配分に努め、社会経済の変化に柔軟かつ的確に対応できる安定した持続可能な財政基盤の確立を推進します。

さらに、質の高い行政サービスを提供し、市民の視点に立った行政経営を推進します。

(3) 市民・民間事業者との適切な役割分担による協働の推進

市民とのパートナーシップの基盤を確保するため、市民の信頼と協力が得られるようパブリック・コメント制度(*2)の活用を積極的に進め、市民への情報開示と説明責任を果たす透明な行政経営を目指します。また、行政と地域の住民団体や民間事業者の多様な主体が協働して公共サービスを担う仕組みの構築に努めます。

(*2)パブリック・コメント制度...政策形成過程において計画等の素案を公表し、市民から意見を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行う手続をいいます。

3. 行政改革の推進

(1) 推進期間

大綱の推進期間は、平成18年度を初年度とし、平成22年度までの概ね5年間とします。

(2) 推進計画の策定

大綱は、行政改革の取組の基本的な方針を示すものであり、大綱に基づく具体的な取組内容については、推進計画を策定し、行政改革を計画的に推進します。

また、行政組織運営全般について可能な限り数値化した目標値を定め、計画（Plan）実行（Do） 検証（Check） 見直し（Action）のいわゆるPDCAサイクルに基づき不断の点検を行います。

なお、推進計画については、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月29日総務事務次官通知）」に基づき、各地方自治体において策定することとされた「集中改革プラン」に対応できる内容のものとしします。

集中改革プランに掲げる事項

事務・事業の再編・整理、廃止・統合

民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

定員管理の適正化

手当の総点検をはじめとする給与の適正化

経費節減等の財政効果

(3) 推進体制と進行管理

大綱に掲げる基本方針及び推進計画に掲載された行政改革の具体的な推進に当たって、庁内においては、市長を本部長とする「いちき串木野市行財政改革推進本部」が中心となって行政改革を実行していくこととし、推進本部の下部組織として庁内に「施設管理等改革部会」「補助金制度等改革部会」「組織機構改革部会」「事務改善部会」「市民サービス向上部会」の5つの専門部会と分科会を設置し、調査・検討を進めます。

また、大綱の推進状況については、市民の代表者からなる「いちき串木野市行政改革推進委員会」に報告するとともに、行政改革に関する各種取組の内容、取組状況について市議会をはじめ広く市民に公表します。

II 具体的方策

1. コンパクトでスリムな行政経営の推進

(1) 定員管理及び給与の適正化

行政コストの大きなウエイトを占める人件費の抑制は、大きな課題であることから、事務事業の見直し、外部委託の推進及び指定管理者制度の導入等を積極的に検討、活用することにより職員配置の徹底した見直しを進め、併せて「定員適正化計画」を策定し、計画的な定員の削減に努めます。

また、職員の給与については、国の給与構造改革に準じ平成 18 年 4 月から地域の民間給与との隔たりをなくし、年功的な給与上昇の抑制及び職務・職責に応じた給与構造の転換により、給与水準の引き下げを実施しています。引き続き社会経済情勢及び国、県、他市との均衡を考慮しながら給与水準の適正化に努めます。

(2) 効率的な組織の機能実現

常に変化する社会情勢や市民の要請に的確かつ迅速に対応するため、従来の縦割り型の組織にとらわれず、政策目標に基づき簡素で効率的かつ効果的な組織機構の構築に向けて取り組みます。

また、現行の組織機構は、総合支所方式を基本としていますが、本庁と支所の役割を見極めながら、課の統合をはじめ、支所業務の整理・統合を検討します。

(3) 職員の意識改革と人材育成の推進

地方分権により地方自治体の自主性・自立性が高まる中、これまで以上に行政改革に関する職員一人ひとりの意識改革と能力向上が不可欠となっています。人材育成基本方針を策定し、より多様化する市民の要請に柔軟かつ的確・迅速に対応できる企画力、政策立案能力とともに市民が快く行政サービスを受けられるための接遇能力を有する職員の人材育成に努めます。

また、能力・実績を重視した人事評価システムが求められていることから、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に取り組みます。

(4) 電子自治体の推進

電子自治体の構築に向けては、複雑化・多様化する社会情勢や市民の要請等を考慮し、方針・戦略を定め、情報化の推進を図ります。

また、行政サービスの向上及び事務の効率化を図るため、セキュリティの確保に十分留意しながら、行政情報の提供や申請・届出等の行政手続事務の電子化を推進します。

(5) 議会改革の推進

地方分権により地方自治体の自己決定、自己責任が問われる中、市民を代表する議会の果たすべき役割は、ますます大きくなってきていることから、議会審議の充実・向上に努め、市民にわかりやすく、開かれた議会運営に取り組みます。

2. 持続可能な財政基盤の確立と市民サービスの向上

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

事務・事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策定するなど、財政構造の改善に努めます。

三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公正確保の必要性等を踏まえ、地方税の徴収率の一層の向上に積極的に取り組むとともに、その他の収入等についても、受益者負担の適正化等に努めるなど自主財源の確保を図ります。

また、バランスシートの公表など、財政状況が総合的に把握できる情報を市民にわかりやすい方法で積極的に提供します。

(2) 事務事業の見直し

限られた財源で、多種・多様化、高度化する市民の要請に対応するため、事務事業の再編・整理、統合・廃止等見直しを計画的に行います。

事務事業の見直しに当たっては、施策や事業の成果などを検証・評価し、さらなる改善に結びつける「行政評価制度(*3)」を導入し、その評価結果に基づき事業の選択、重点化を図ります。

(*3)行政評価制度…行政活動について「市民にとっての効果は何か」「行政活動は費用に見合うだけの効果をあげているか」といった観点から客観的に判断し、より効果的な行政運営に改善していく取組。特に、従来の結果重視から成果重視という視点から評価を行うという制度。

(3) 補助金等制度の見直し

各種団体等に対する補助金等については、補助金等の交付基準を策定し、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、補助金等制度の見直しを行います。

見直しに当たっては、補助金等の終期を設定するなど、各種団体等の理解を求めながら計画的な縮減・廃止に努めます。

(4) 公共工事

公共工事については、効率的で透明性の高い入札制度の導入を図るとともに、事業の選択による投資的経費等の縮減に向けた取組を進めます。

(5) 公共施設

合併により重複する公の施設の統廃合等施設の有効な活用に努めるとともに、民間と競合する施設については、民営化を検討します。

また、公の施設の管理運営に関し、指定管理者制度(*4)の導入について調査・検討し、導入を図ることで民間活用を推進します。

さらに、大規模な施設の建設や改修が必要となった場合には、PFI(*5)など民間資金の活用も検討します。

(*4)指定管理者制度...地方自治法に基づく公の施設の管理を議会の議決を経て指定される指定管理者に委任する制度。従来、公の施設の管理委託は、公共的団体に限られていたが、指定管理者には、一般の民間事業者もなることができる。

(*5)PFI...Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略称。公共施設の建設・維持管理・運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して事業を行う手法。

(6) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業については、市民生活に必要なサービスを安定的に継続して供給するために、経営全般についての事務事業の見直しを推進するなど、中・長期的な視点に立った経営基盤の強化に積極的に取り組み、独立採算を基本とした健全な経営に努めます。

本市における地方公営企業：水道事業

(7) 地方公社の経営健全化

土地開発公社が所有する土地の売却を進めるなど、土地開発公社の経営改善等について積極的に取り組みます。

本市における地方公社：いちき串木野市土地開発公社

(8) 市民サービスの向上

市民の視点に立った質の高い行政サービスを提供するため、窓口サービスの改善と申請・届出など諸手続の簡素化、迅速化を図るとともに電算化を推進し、民間事業者等との連携による窓口の充実等市民の利便性の向上を推進します。

また、公共施設のバリアフリー化に積極的に取り組み、市民サービスの向上に努めます。

3. 市民・民間事業者との適切な役割分担による協働の推進

(1) 民間委託等の推進

「民間にできるものは民間に」との視点に立ち、民間委託等の実施により行政運営の効率化や市民サービスの向上が図られる事務事業については、積極的かつ計画的に民間委託等を推進します。

(2) 地域協働の推進

ますます多様化・高度化する市民の要請等新たな地域課題に対応し、持続的に発展を続ける市政を実現するためには、行政とともに市民の担う役割も大きくなってきています。

そのため、地域自治組織、ボランティア団体、NPO(*6)等の市民活動団体との協働は、市民参画のまちづくりを進めていく上で必要不可欠になってきており、より多くの市民や各種団体が積極的に参画できる仕組みづくりを進めるとともに、これらの団体等の活動支援を行い、協働を推進していきます。

(*6)NPO...Nonprofit Organization(ノンプロフィット・オーガニゼーション)の略称。民間非営利組織のことで、営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体。

(3) 公正の確保と透明性の向上

政策形成過程において計画等の素案を公表し、市民から意見を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行う「パブリック・コメント制度」を導入し、市政に市民等の意見を反映できるよう制度の整備を図ります。

また、地域との協働を推進していくためには、説明責任を果たす必要があることから、市政の積極的な情報公開を行い、行政と市民等が情報を共有し、市民から信頼される市政を目指します。

参考

行政改革の推進体制（概念図）

